

石川県公報

令和 8 年 2 月 18 日 (水曜日)

号 外

(第 11 号)

目 次

規 則	
○知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則 (総務課)	1
○石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (市町支援課)	1
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (デジタル推進監室)	2
監 査 委 員	
○石川県監査委員監査規程等の一部改正	4
人 事 委 員 会	
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	5

規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第一号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則 (昭和六十年石川県規則第五十八号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第一条に規定する公益信託で公益信託に関する法律 (令和六年法律第三十号) 附則第二条第二項に規定する旧法公益信託であるものに係る許可及び監督に関する手続については、なお従前の例による。

石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二号

石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第一条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認

情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削り、同条第六項中「別表第一第六号」を「別表第一第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一第七号」を「別表第一第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「別表第一第九号」を「別表第一第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「別表第一第十号」を「別表第一第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一项中「別表第一第十一号」を「別表第一第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「別表第一第十三号」を「別表第一第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「別表第一第十四号」を「別表第一第十二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「別表第一第十五号」を「別表第一第十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「別表第一第十六号」を「別表第一第十四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削る。

第三条第一項第一号イ中「生活保護法」の下に「(昭和三十五年法律第四百四十四号)」を加え、同条第三項を削る。

第四条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和八年二月十八日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(石川県聴聞規則の一部改正)

第一条 石川県聴聞規則(平成六年石川県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第三条第二項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

(石川県行政手続条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県行政手続条例施行規則(平成八年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(通知の方法)

第二条 条例第十五条第四項(条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限り)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和三十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第三条 児童福祉法施行細則(昭和三十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第十六条中「記載して」を削り、「掲示して」を「掲示するとともに、インターネットを利

用して閲覧に供する方法により」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第四条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百一条」を「第百一条の二」に改める。

第三編第二章第二節第三款中第百一条の次に次の一条を加える。

(通知の方法)

第百一条の二 条例第百五十二条の二第五項の規則で定める方法は、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と同条第二項の規定による通知の要旨及び知事はその通知をいつでも相手方に交付する旨(第一号において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第百四十八条の四第一項第四号中「こと」を「とともに、当該配慮書管轄市町又は当該配慮書管轄市町の区域内の公共機関のウェブサイトに掲載すること」に改める。

第百五十条第一項第四号中「こと」を「とともに、当該市町又は当該市町の区域内の公共機関のウェブサイトに掲載すること」に改める。

(石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則の一部改正)

第五条 石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則(平成十六年石川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「に、」の下に「条例第三十二条に規定する勧告に係る事業者に対し、次に掲げる事項を」を加え、「当該勧告に係る事業者に」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 予定される勧告の内容及び根拠となる条例等の条項
- 二 勧告の原因となる事実
- 三 意見書、証拠書類等の提出期限及び提出先(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

第十八条第二項中「勧告」を「当該勧告」に、「その者の氏名又は名称、同項第三号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を県庁前の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、当該勧告に係る事業者の氏名又は名称、第一項第三号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この条において「公示事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を県庁前の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から十四日を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の電子情報処理組織を使用する方法は、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第十九条第一項中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に改める。

第二十五条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

(石川県都市計画公聴会規則の一部改正)

第六条 石川県都市計画公聴会規則(昭和四十四年石川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

- 3 前項の公告は、石川県公報に登載し、石川県庁並びに関係する市役所及び町役場の掲示場に掲示し、並びにインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行う。

(いしかわ景観総合条例施行規則の一部改正)

第七条 いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「条例第六十八条各号に掲げる事項の要旨」を「公示事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 条例第六十九条第一項第一号の規則で定める方法は、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と条例第六十八条各号に掲げる事項(第一号及び次項において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 2 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(石川県都市公園条例施行規則の一部改正)

第八条 石川県都市公園条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二の見出し中「場所」を「方法」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 条例第十二条の三第一項第一号の規則で定める方法は、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と条例第十二条の二各号に掲げる事項(第一号において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 2 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第十四条の三中「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条の規定による改正後の石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則第十八条第二項から第四項までの規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

監 査 委 員

石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員監査規程(昭和39年石川県監査委員規程第1号)、石川県監査委員処務規程(昭和39年石川県監査委員規程第2号)及び石川県監査委員事務局処務規程(昭和39年石川県監査委員規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日

石 川 県 監 査 委 員

次に掲げる規程の規定中「第6条」を「第5条」に改める。

- (1) 石川県監査委員監査規程第1条

(2) 石川県監査委員処務規程第1条及び第4条第9号

(3) 石川県監査委員事務局処務規程第1条

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の九第一項を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五十七条の四の十三第一項に規定する法人に使用される者であつた者から人事交流等により引き継ぎ」を「新たに」に、「なり、又は定年前三任用をされ」を「なつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「定年前三任用をされ、かつ、当該定年前三任用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日(以下この条において「適用日」という。)」に、「定年前三任用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「定年前三任用をされた職員で、当該」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、」に、「定年前三任用の日」を「適用日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」及び「当該各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号を次のように改める。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地方公署又は準特地方公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地方公署又は準特地方公署に異動したもとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

第五十七条の九第三項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は定年前三任用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第四号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「当該職員が同号の定年前三任用の日前から定年前三任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第五号中「前項第四号」を「前項第三号」に、「当該職員が同号の定年前三任用の日前から定年前三任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に、「当該定年前三任用の日」を「当該適用日」に改め、同項第六号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

別表第九の二ハの表中「13,100円」の次に「(条例別表第3イの備考2に定める職員にあつては、13,300円)」を加え、別表第九の二ニの表中「12,700円」の次に「(条例別表第3ロの備考2に定める職員にあつては、12,900円)」を加える。

別表第九の三ハの表中「12,500円」の次に「(条例別表第3イの備考2に定める職員にあつては、12,600円)」を加え、別表第九の三ニの表中「12,200円」の次に「(条例別表第3ロの備考2に定める職員にあつては、12,300円)」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第五十七条の九の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 改正後の別表第九の二及び別表第九の三の規定は、令和八年一月一日から適用する。

(特地方勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和八年石川県条例第二号。以下「令和八年改正条例」という。)附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、令和四年四月一日以前に職員以外の地方公務員、国

家公務員又は一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「給与規則」という。）第五十七条の四の十三第一項に規定する法人に使用される者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署（一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。）第十一条の二第一項に規定する特地公署をいう。）又は準特地公署（給与条例第十一条の三第一項に規定する準特地公署をいう。）に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員として令和八年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例第十一条の三第二項の適用の際現に令和八年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例第十一条の三第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているものとする。

- 5 令和八年改正条例附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の給与規則第五十七条の九第二項の規定の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。

（会計年度任用職員の手当に関する特例）

- 6 令和八年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める第二号会計年度任用職員は、令和七年十二月一日現在において石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和二年石川県人事委員会規則第二号）第十四条第一項第一号に該当する者及び同日に在職していない者（同日前一箇月以内に退職し、又は死亡した者を除く。）とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 7 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則（令和七年石川県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条第一項中「改正後の給与規則第五十七条の九第二項第一号及び第二号」を「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「給与規則」という。）第五十七条の九第一項第一号」に改め、同条第二項中「改正後の給与規則第五十七条の九第二項第三号」を「給与規則第五十七条の九第一項第二号」に、「日が」を「日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日が」に改め、同条第三項中「改正後の給与規則第五十七条の九第二項第四号」を「給与規則第五十七条の九第一項第三号」に改める。